

北九州市農業委員会

第2回西部部会会議（令和8年度9月部会会議） 議事録

1 日 時 令和8年9月10日(金)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 21名

農業委員 8名

大庭喜重	岩男徹	能間勝則	木原幹雄
山鹿茂紀	竹内輝壽	山田泉	大庭美智子

農地利用最適化推進委員 13名

西孝義	酒井昭夫	香山安孝	千々和義孝
大庭研次	白石秀敏	浦邊光造	森野幸則
宮野誠司	吉永繁治	小田勝	相良美一
秋山誠			

4 事務局出席者

下元 事務局長 荒川 所長 山本 係長 竹下次長 荒木 係長
福田 直弥

5 議 事

(1)農地法関係

<議案>

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項による決定について	53件

<報告>

報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第6号	使用貸借権の解約について	1件
報告第7号	非農地証明願について	1件

(2)一般議案

議案第1号	北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について	1件
-------	--------------------------------	----

6 傍聴人 なし

部会長	ただ今より、第 2 回西部部会会議を開催いたします。 まず、出席委員の確認です。 本日の出席委員は21 名です。 過半数の出席がありますので会議を始めます。 今回の署名委員は、私と、5 番の岩男委員、6 番の大庭美智子委員です。 よろしくお願いいたします。 本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。 議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと 思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。 本日は、事前審査の前に新規就農者の面接を行いますので、事務局から説明があります。
事務局	では、これより「新規就農者の面接」に移りたいと思います。お手元の「営農計画書等」をご覧ください。 【新規就農者】 入室 【新規就農者 自己紹介等】
部会長	ありがとうございました。 就農開始について、何かご意見はございませんか （意見なし）
部会長	特に意見は無いようですので、問題ないと判断したいと思います。 【新規就農者】 退室 では、議案書等により事前審査を行います。 会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。
事務局	議案書の訂正について、ご説明します。 議案書 2 ページの議案第 4 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項による決定について」、整理番号 1 の下段の「契約期間」に誤りがございましたので、差し替えをお願いします。 では、審議についてよろしくお願いします。
部会長	では、はじめに 1 ページの議案第 3 号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」本議案は委員会許可事案 2 件です。

この議案につきましては、大庭美智子委員が当時者となっておりますので、議事進行の間、大庭美智子委員の退室を求めます。

〈大庭美智子委員 退室〉

部会長

では、この件について、第 2 調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を能間調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 3 号の 1 から 2 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、皆さま方のご審議をお願いします。

この件について、ご意見やご質問はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案どおり許可することとします。

それでは、大庭美智子委員の入室を求めます。

〈大庭美智子委員 入室〉

部会長

次に、2 ページから 18 ページの議案第 4 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項による決定について」、本議案は農地利用集積等促進計画作成のため、農地中間管理機構に対し要請するものです。

この件について、第 2 調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を能間調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 4 号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なしという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。
それでは、皆さま方のご審議をお願いします。

この件について、ご意見やご質問はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項による決定について」は、原案通り決定することにします。

部会長

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。

そのほかで、何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他になれば農地法関係の議案等審議を終わります。

続けて、一般議案に移ります。

事務局次長

議案第 1 号「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」事務局よりご説明をさせていただきます。

このたび、北九州市が農業振興地域計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項及び同法施行規則第 3 条の二第 1 項の変更に基づく意見聴取を求められました。

農業委員会は、この計画が適当か否か、また部会で提出された意見について、市に回答いたします。

それでは、計画変更の経緯ならびにその内容について、西部農政事務所の担当よりご説明いたします。

農政事務所
係長

農政事務所の山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料農用地利用計画変更一覧表(農用地区域の用途変更)をご覧ください。これに基づいて、ご説明いたします。

先ほどのご説明にもありましたように、農業振興地域の整備に関する法律の中で、北九州市は農用地区域、俗にいう青地を定めておりますが、この農用地区域の中の農用地の用途を農業用倉庫を作るために、農業用施設に変えたいという申請です。

申請者は若松区大字安屋の A さんで、場所は若松区大字安屋 3040-1 番地、面

積は 2273 m²です。

Aさんは、UFOの主宰者で、もともと農業用倉庫を持っておりますが、近年の出荷量の増加や取扱い品目の多様化に伴い、集積スペースが狭くなったために、今の倉庫は立ち退き、新たな倉庫とそこでキャベツやスイカ等の集積と、出荷する場所が必要となったということで、今回の申請になったということです。

中身につきましては、申出書及びその先にどういう形で集積場や駐車場などを作るかを詳しく書いてありますので、見ていただければと思います。

私からは以上でございます。

事務局長

それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

(意見なし)

部会長

それでは、計画は適当である、と北九州市に回答します。

それでは、これで一般議案の審議を終わります。

部会長

続けてその他の事務連絡に移ります。

事務局から連絡事項について説明をお願いします。

(事務局から3件 事務連絡)

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

それではこれで、第2回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。